

# 『認定子ども園』移行 に伴う説明会

平成**29**年**8**月**26**日（土）

# 『認定子ども園』って なあ～に？

- 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能  
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、  
教育・保育を一体的に行う機能) を  
備える施設です。

簡単に説明すると、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ  
持っている施設です。

# どうして『認定子ども園』に移行するの？

- ご両親で働いているご家庭が、より利用しやすくなります。
- 『“地域の”子育て支援の拠点』としての活動が、より行いやすくなります。
- “小さい子”が園にいることで、“大きい子”達の成長が、より促されます！



## 支給認定とは？

### 支給認定区分

新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育を利用する際に、支給認定を受ける必要があります。支給認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

- 1号認定（教育標準時間認定）・・・満3歳以上の小学校就学前子どもであって、学校教育のみを受ける子ども
- 2号認定（保育認定）・・・満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とする子ども
- 3号認定（保育認定）・・・満3歳未満の保育を必要とする子ども

利用したい施設 認定区分		幼稚園	保育所	認定こども園		地域型保育
				利用時間 朝～昼すぎ	利用時間 朝～夕	
満3歳以上	教育標準時間認定 1号認定					
	<b>CHECK!</b> 保育認定 2号認定					
満3歳未満	<b>CHECK!</b> 保育認定 3号認定					

※実際に受け入れている年齢や利用時間は各施設で異なります

## 「2号・3号認定」を受けるには？

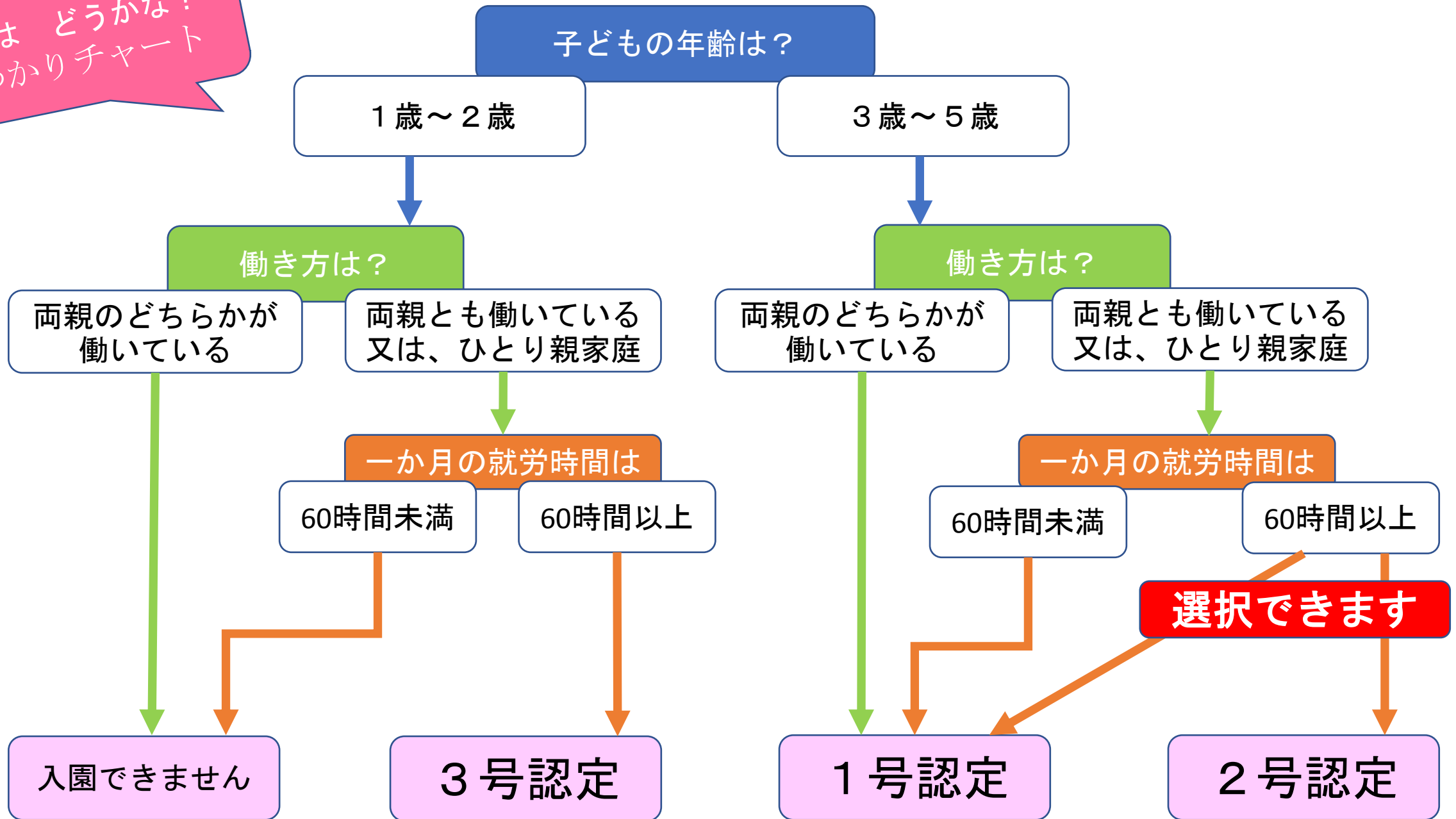
2号・3号認定には、保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。

- 就労（月60時間以上）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 親族の介護・看護
- 求職活動
- 就学                    . . . など

また、利用できる時間は、保育を必要とする事由と保護者の状況により2種類に区分されます。

例えば、基本的に月120時間以上の就労で「保育標準時間」、月60時間以上、月120時間未満の就労で「保育短時間」になります。

うちは どうか？  
早わかりチャート



階層区分	1号認定	2号認定			
	3歳～5歳	3歳児		4歳以上児	
		標準	短時間	標準	短時間
生活保護世帯	0	0	0	0	0
市町村民税 非課税世帯	3,000	4,000	4,000	4,000	4,000
市町村民税額 所得割課税額 24,300円未満	7,000	9,000	8,800	9,000	8,800
市町村民税額 所得割課税額 24,300円～48,599円	9,000	11,000	10,800	11,000	10,800
市町村民税額 所得割課税額 48,600円～77,100円	11,000	14,000	13,700	14,000	13,700
市町村民税額 所得割課税額 77,101円～96,999円	14,500	16,000	15,700	16,000	15,700
市町村民税額 所得割課税額 97,000円～133,999円		20,000	19,600	20,000	19,600
市町村民税額 所得割課税額 134,000円～168,999円	16,000	22,000	21,600	22,000	21,600
市町村民税額 所得割課税額 169,000円～211,200円		26,000	25,500	24,000	23,500
市町村民税額 所得割課税額 211,201円～300,999円	19,000	32,000	31,400	26,000	25,500
市町村民税額 所得割課税額 301,000円～396,999円		35,000	34,400	28,000	27,500
市町村民税額 所得割課税額 397,000円以上					

1号の保育料の方が安い

**But**

2号の保育料には、  
以下が含まれています。

○給食の副食費 3,500円

○通常保育後の1号の預かり保育に相当する料金

○長期休暇中の1号の預かり保育に相当する料金

# ●平成30年度より大きく変わるところ

**大きく変更になる所はありません。**

※ 園行事なども、現行同様 行います。

◎園内調理の給食が始まります。

(1号児は、毎日 or 週3回 or 毎日お弁当の希望制)

◎土曜日も開園します。(条件あり) ※1号児は利用できません。

◎長期休業中の1号児の

チャイルド利用時間(9:30頃～14:30頃)



# 今後の「手続き」

- 昨年同様、10月に「支給認定申請」を行います。  
園を通して、市に提出します。

◎ 1号で申請する方は、「支給認定現況届」を提出

◎ 2号で申請する方は、新たに「支給認定申請書」を提出します。

⑨ 就労証明書等も必要になります。

※新入園児は、1号・2号の定員がありますが、在園児につきましては、  
定員は関係ありません。